

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副会長	副会長	事務局長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

第 25 期川崎町農業委員会

令和 7 年 11 月総会議事録

期 日 令和7年 11月10日(月)

場 所 川崎町役場庁舎
2階 入札室

令和7年11月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(8人)

1番 田所 義信		3番 藤川 航
4番 西山 一郎	5番 松江 英幸	
	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博		
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(4人)

2番 中島 隆
6番 宗吉 弘行
11番 山下 理江
12番 原 健治

農地利用最適化推進委員(1人)

材木 幸信

4、本会事務局長 森元 幸吉 係長 久保山恵美子 主任主事 北代 剛

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●●委員 ●●番 ●●委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 非農地証明願いについて 2件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出(合意解約)について 3件

追加議案 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

その他

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員
補足説明をお願いします。

●● 委員 　　先日、事務局と現地確認に行ってきた。相続人の●●さんに相
続の手続きが終わったので●●として農地を取得したいという事
です。後は事務局が説明したとおりです。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局の説明及び●●委員の補足説明について質疑及び意
見のある方は挙手願います。
ないですか。

委 員 　　なし。
議 長 　　ないようですのでお諮りいたします。議案第 1 号、番号 1、農地法
第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、
挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第 1 号番号 1、農地法第 3 条の規定の許
可申請については原案どおり承認といたします。
続きまして、議案 1 号、番号 2、農地法第 3 条の規定による許可
申請について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事 　　はい。
議案第 1 号、番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請につい
て、譲受人、住所、川崎町大字●●●●●●番地の●●、
氏名、●●●●、年齢●●、人員●●、農主●●、農従●●、
耕作面積、自作地●●●●㎡、借入地●●。

農機具の状況、トラクター、噴霧器、刈払い機等。
譲渡人、住所、川崎町大字●●●●●●番地の●●、
氏名、●●●●●●、年齢●●、人員●●、農主、農従●●。自作
地、●●●●㎡、借入地、農機具なし。
土地の所在、大字●●●●●●、地番●●●●●●番、地目、●●、地
積●●●●㎡、通作時間、●●●●●●、申請理由は●●でありま
す。5 ページに位置図、6 ページに航空写真をつけています。●●
●●さんが高齢のため農地を●●したいという事です。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員
補足説明をお願いします。

●● 委員 　　先日、事務局と現地確認に行ってきた。
●●●●さんは高齢になり誰か農地を買ってくれる人を探してい
たら、すぐ近所の●●●●さんの●●さん●●さんと話して買って
くれる事になり若いですが今回、●●さんが買う事となりました。
以上です。

議 長 　　ただ今、事務局の説明及び●●委員の補足説明について質疑及び意
見のある方は挙手願います。
ないですか。

ないようですのでお諮りいたします。議案第 1 号、番号 2、農地法
第 3 条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、
挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。
賛成多数ですので、議案第 1 号番号 2、農地法第 3 条の規定の許
可申請については原案どおり承認といたします。

●としては利用はしていません。●●して●●●●として利用するには問題はないと思います。以上です。

議長 長 ただ今、事務局の説明及び●●委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。ないですか。

北代 主事 ないようですのでお諮りいたします。議案第3号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第3号、番号1、農地法第5条の規定の許可申請については原案どおり承認といたします。続きまして、議案4号、番号1、非農地証明について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事 はい。議案第4号、番号1、非農地証明願いについて、申請人住所、●●●●●●●●番地の●●、氏名、●●●●、土地の所在、大字●●●●●●●●番、地目、●●、現況、●●、地積、●●㎡、申請理由は平成●●年頃より●●●●状態のままであり農地への復旧は困難な状況である。14ページに位置図、15ページに航空写真、16ページに現況写真をつけています。以上です。

●● 委員 ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。事務局と現地確認をしました。●●●●番地はもともと●●でした。それが国土調査で●●●●番地と●●し、●●番地を写真で見ても分かりにくいですが傾斜地です。●●として利用するには困難だと思えます。審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

議長 長 ただ今、事務局の説明及び●●委員の補足説明について質疑及び意見のある方は挙手願います。ないですか。

北代 主事 ないようですのでお諮りいたします。議案第4号、番号1、非農地証明について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第4号、番号1、非農地証明については原案どおり承認といたします。続きまして、議案4号、番号2、非農地証明による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事 はい。議案第4号、番号2、非農地証明願いについて、申請人住所、●●●●●●●●番地、氏名、●●●●、相続人、●●●●●●、土地の所在、大字●●●●●●●●●●番、地目、●●、現況、●●、地積、●●㎡、申請理由は平成9年頃より●●●●として課税されている。農地への復旧は困難な状況である。18ページに位置図、19ページに航空写真、20ページに現況写真

をつけています。19ページを見て下さい。現地は●●というか殆ど●●です。以上です。

議 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員 　事務局と現地確認をしました。場所は●●から●●●●に向かって行く途中、左手側に●●●●があります。そのすぐ裏手側になります。かなり前から大きな木が生えていて●●しています。農地に復旧するのは難しいと思います。以上です。

議 長 　　ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

　　ないですか。

　　ないようですのでお諮りいたします。

　　議案第4号、番号2、非農地証明願いについて承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

　　はい、ありがとうございます。

　　賛成多数ですので議案第4号、番号2、非農地証明願いについては原案どおり承認といたします。

　　続きまして報告第1号、番号1、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事 　　はい。

　　報告第1号、番号1、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について、賃貸人、住所、川崎町大字●●●●番地、氏名、●●●●、賃借人、住所、田川郡●●●●●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字●●●●●●●●、地番、●●●●番●●、地目、●●、地積、●●●●㎡、

　　契約期間、令和●●年5月20日～令和●●年5月19日までの●●年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権です。

　　解約理由は農地を●●するため。以上です。

議 長 　　続きまして報告第1号、番号2、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事 　　はい。

　　報告第1号、番号2、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について、賃貸人、住所、川崎町大字●●●●●●●●番地、氏名、●●●●、賃借人、住所、川崎町大字●●●●番地の●●、氏名、●●●●●●●●、土地の所在、大字●●●●●●●●、地番、●●●●番、地目、●●、地積、●●●●㎡、他、大字●●●●●●●●、地番、●●●●番、地目、●●、地積、●●●●㎡他、土地の所在、大字●●●●●●●●、地番、●●●●番●●、地目、●●、地積、●●●●㎡、合計●●筆の●●●●㎡。契約期間、令和●●年5月20日～令和●●年5月19日までの●●年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権です。

　　解約理由は●●●●●●●●するため。以上です。

議 長 　　続きまして、報告第1号、番号3、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

報告第1号、番号3、農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について、賃貸人、住所、川崎町大字●●●●番地の●●、氏名、●●●●、賃借人、住所、川崎町大字●●●●番地、氏名、●●●●、土地の所在、大字●●●●、地番、●●●●番●●、地目、●●、地積、●●㎡、契約期間、令和●●年5月20日～令和●●年5月19日までの●●年間、権利の種類は基盤強化促進法による利用権です。

解約理由は●●●●●●●●のため、以上です。

事務局説明が終わりました。この件は報告だけですのでお諮りすることはございません。

続きまして、その他になりますが、その前に机の上にお配りしてあります追加議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について番号1、事務局説明をお願いいたします。

北代 主事

はい。

追加議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について。

借受人、住所、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番地、

氏名、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、人員●●、農主●●、農従●●、耕作面積、自作地、川崎町ではなし、

借入地（川崎町）、●●●●㎡、

農機具の状況、トラクター、コンバイン、田植え機、噴霧器、刈払い機等。

貸付人、住所、川崎町大字●●●●番地の●●、

氏名、●●●●、年齢●●、人員●●、農主●●、農従●●

耕作面積、自作地、●●●●㎡、農機具の状況、トラクター、コンバイン、田植え機、刈払い機等。

土地の所在、大字●●●●番●●、地目、●●、地積●●●●㎡、

同じく大字●●●●番●●、地目、●●、地積●●●●㎡、合計●●筆で●●●●㎡、通作時間、車で●●分、申請理由は●●の為

（●●）であります。通常なら利用権設定となりますが、今回は時間がなかった為、農地法3条の使用賃貸借となりました。

以上です。

議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いいたします。

●● 委員

事務局と現地確認をしました。場所は●●●●している川を挟んだすぐ前になります。今、説明があったように●●●●を作ると言う事で特に問題はないと思います。以上です。

議 長

ただいま事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。

ないですか。

●● 委員

本当は、利用権設定をするのを今回、3条でしたと言う事ですか。

北代 主事

本来、時間があれば利用権設定したんですが11月設定分は、中間管理機構を通しての利用権設定に変わったので、11月設定分は

5月に終わりました。今回、●●が出来る農地、●●を探していたので農地法第3条の許可申請の使用賃借権にしました。申請もどちらでも構いません。利用権設定を選んでもいいし、農地法の使用賃借を選んでも良いです。ただ農地法3条になると農業委員会の審議事項になります。利用権設定になると町長部局の公告になります。その法律が違います。農業基盤強化法と農地法と内容はほぼ変わりません。以上です。

議長

ほかにはないですか。

ないようですのでお諮りいたします。

追加議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

賛成多数ですので追加議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について承認することについて原案どおり承認いたします。

続きましてその他に入ります。その他ありますか。

久保山係長
議長
久保山係長

はい。

はい、係長。

事務局より3点お伝えしたいことがあります。

まず1点目に、例年1月下旬に農業委員研修大会が福岡市で行われている件ですが、日程は1月23日金曜日にあります。詳細については案内が届き次第お知らせします。

また、その日の午後5時半より新年会を予定していますので皆さんのスケジュールに入れておいて下さい。来月の総会の時に出欠を取りたいと思います。

次に2点目ですが、農地パトロールの意向調査の締め切りが1月14日までとなっておりますので、まだ提出していない委員さんがおられましたら提出をお願いいたします。

最後に3点目、来年の7月に農業委員、推進委員の改選があります。今の委員さんの任期が令和8年7月19日となっております。

次期の公募が令和8年1月5日から1月30日に行います。

申請用紙は1月5日から農業委員会窓口、または、町のホームページの方でもダウンロード出来るようにしています。なお、現在の委員さんについては1月総会の時に申込用紙をお配りしようと思っております。私からは以上です。

議長

続きまして農林振興課より地域計画変更についての座談会の説明があります。農林振興課、お願いいたします。

●●●●主事

先日、議案書と一緒に送っていた令和7年度 地域整備計画変更に伴う座談会の資料を見て下さい。地域計画とは、これまで地域農業の将来の在り方を示していた「人・農地プラン」が「地域計画」へ名称が変わり、10年後に目指すべき地域の農地利用の姿をから地図で示す「目標地図」を令和7年3月末に策定しました。地域計画は、一度策定したら終わりではなく、随時(年1回以上)ブラッシュアップしていくことが重要という事を国からも言われています

ので、本年度の変更のための座談会をこの場を借りて開催させて貰いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。変更内容としてはいくつかあって1、中間管理機構を通じて利用権設定したところ農業を担う者の追加や目標地図の変更になります。これは総会の9月8月の総会に諮られた5月と11月が始期の利用権設定で昨年策定した地域計画に位置づけられていない担い手や農地を追加するものです。資料の1枚目と2枚目に載っている方がその対象者の方です。

2つめ、合意解約や中間山地域等直接支払交付金の対象地域からの除外、農業を担う者が死亡したことによる農業を担う者と目標地図の変更になります。合意解約は先月まで総会での報告事項まであげています。合意解約では以前からの農業委員さんだった木下重光さんが農業を担う者としてあがっていたので変更します。

中間山地域等直接支払交付金の対象地域除外、農業を担う者として色を消すのではなく検討中として、そして新たに担い手さんが決まったらそこに色をつけていきたいと思います。今後、利用権設定や合意解約などが出てくると思いますので、毎年1回この場を借りて座談会を行いたいと思います。今回の地域計画の(案)が出来ましたら地域計画の検討会と言うのを開催するようになるんですけど、農業委員さんの中でも●●会長、●●会長、●●委員さん、●●委員さん、●●委員さんに検討委員になっていただいています。また2月に予定していますのでよろしくお願いいたします。以上です。ただ今、農林振興課より地域計画変更についての座談会の説明がありました。質疑及び意見のある方挙手をお願いいたします。ないですか。

議長

なし。

委員
議長

無いようなので本日の議題は終了しました。次回の総会は12月10日水曜日、午後1時30分からです。以上をもちまして、川崎町農業委員会11月総会を閉会します。みなさま、お疲れさまでした。

閉会 14時05分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

●●番委員

●●番員

議長